

みやけい交通安全ニュース



発行：宮崎県警察本部交通企画課 R6-No.5(2024.4.25)

5月は自転車マナーアップ強化月間です！

宮崎県では、5月を「自転車マナーアップ強化月間」と定めています。

自転車利用者は交通ルールを守り、交通安全意識を高めることで、**交通事故と危険・迷惑行為の防止**を図りましょう。



自転車も車と同じく多くのルールがあります。特に重要な「**自転車安全利用五則**」に従い、安全に運転しましょう。

自転車安全利用五則

- **車道が原則、左側を通行**
歩道は例外、歩行者を優先
- **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
- **夜間はライトを点灯**
- **飲酒運転は禁止**
- **ヘルメットを着用**



交通事故防止のため、次の点にも注意しましょう！

- **右側通行（逆走）は禁止**
車道の逆走は、正面衝突事故につながり大変危険です。
- **斜め横断は禁止**
急な斜め横断は特に危険です。
- **歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行**
歩行者の通行を妨げる場合は、自転車から降りましょう。
急ぐ場合は、車道を通行しましょう。
- **見通しの悪い交差点では、安全確認を十分に行う**
交差点では左右の安全確認を行い、出会い頭事故に注意しましょう。
- **ヘルメットを正しく着用する**
あごひもをしっかりと締めて、脱落しないよう正しく着用しましょう。
- **自転車を点検・整備し、自転車保険に加入する**
乗る前にブレーキやタイヤの空気圧等を点検・整備し、万が一の交通事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。